

特集:収集運搬業者とは



お客様を廃棄物処理法違反から守ります

ごみ(一般廃棄物、産業廃棄物)が出てからが、われわれの仕事の始まりです。

いえ、違います。

出る前から、われわれの仕事は始まっています。ごみ(廃棄物)を出すには、まず、「分別」から始まります。

「分別」→「収集・運搬」→「中間処理」→「最終処分」

廃棄物の処理フローは上記に書きました流れで行われております。中間処理業者って、どこな

の?とか、最終処分ってなんなの?という声に対して随時、ご説明させて頂いております。

皆様方の一番の身近な存在である「ごみやさん」と呼ばれている業者がわれわれのような収集運搬業者です。

業者をお決めになるときに、一ヶ月の「費用」だけでお決めになられてはいませんか!?「一番安価だったから...」、「どこの業者でも、やってくれる内容は同じでしょ!」、「〇〇〇市の許可を持っているから、問題ないよね!」

これからの廃棄物処理業のサービスとは、お客様を廃棄物処理法違反にならないように守ってあげるのが株ツイザキの「義務」だと思っています。

「守る」ということは、法令の順守に基づき皆様方の抱える現状を診断し具体的な方法を導き出し解決し、法律対応支援を行います。

そのことを実行するには、収集・運搬、中間処理、最終処分業者が優良な業者である必要があります。

おかげさまで設立 31 年

株式会社ツイザキ

〒300-2641
つくば市今鹿島 3779

所属

つくば市環境事業協同組合理事

電話番号

029-847-4489

Fax

029-847-9051

E-mail

eco.tsuizaki@gmail.com

HP

<http://tsuizaki.client.jp/>

ブログ

<http://tsuizaki.tsukuba.ch/>



ごみの法律って?

リサイクル関連の法律だけで、

九つ(おおまかですが)あります。

平成3年の資源有効利用促進法の施行以来の10数余年にわたる廃棄物減量・リサイクル促進についての経験と施策を総括し現在の法律が体系化されております。

—資源有効利用促進法

—容器梱包リサイクル法

—家電リサイクル法

—食品リサイクル法

—建設リサイクル法

—自動車リサイクル法

—廃棄物処理法

—循環型社会形成推進基本法

—グリーン購入法

新たに平成25年4月より、小型家電リサイクル法が施行されます。

いろいろな場面で、皆様方も、「リサイクル料金がかかります

よ」という言葉と費用が発生したことはありませんか?「ほんとにそんなに費用がかかるの!?!」と、ご経験されたことはありませんか?

事業所様ですと、これらに係る報告業務、管理者義務など頻繁する内容です。

法を遵守するということは、皆様方の事業を守ることに繋がります。

これからも、ご指導ご鞭撻のほど、どうぞよろしくお願い致します。